

監査結果に基づく措置通知

令和5年度財政援助団体等監査

さぬき市監査委員

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2023（令和5）年度	結果No.	2
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	教育委員会事務局 生涯学習課
指摘・意見等の項目	指定管理者評価委員会による評価の実施について		
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市と香川県造園事業協同組合との管理運営業務においては、年度協定書を交わし業務の委託を行っているが、その年度協定書に、業務の細目は「さぬき市運動公園指定管理者業務仕様書に定めるとおり」とされている。</p> <p>その仕様書のうち、「8 運営状況の確認等」の「(1) 指定管理者評価委員会による評価の実施（モニタリング）」において、「指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、定期的に指定管理者評価委員会による評価を実施します。」と定めているが、現状での実施は確認できない。</p> <p>この指定管理者評価委員会は、総務課に設置されている機関であり、その開催においても総務課に主導権があることは承知している。しかし、年度協定書については、担当課である生涯学習課が作成しているものであり、担当課においても指定管理業務を委託するに当たり、良好な運営状況の確認は必要な事柄ではないかと考える。また、「定期的に」と記している評価委員会の開催が為されていない場合、生涯学習課より総務課に対し、その開催の依頼を行うなど、実施を促すべきではないかと考える。</p> <p>今後は、両課が連携し、評価委員会において定期的にモニタリングを実施し、当該指定管理団体の管理状況やサービス水準を良好に保つことができるよう取り組んでいただきたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和6年3月14日
所属課等 (対象組織)	教育委員会事務局 生涯学習課
措置結果	<p>さぬき市運動公園指定管理者業務仕様書に記載の「8 運営状況の確認等」の「(1) 指定管理者評価委員会による評価の実施(モニタリング)」において、「指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、定期的に指定管理者評価委員会による評価を実施します。」と記載のとおり指定管理者評価委員会による評価を行うよう総務課に対し開催依頼を行った。</p>